

## 新制度に係る監査報告書（別記様式第22号）の提出について

監査報告書につきましては、技能実習法第42条第1項並びに技能実習法施行規則第52条第1号及び第55条第1項の規定により、団体監理型実習実施者に対し、3か月に1回以上の頻度で監査を実施し、監査報告書を作成の上、各地方事務所・支所指導課（以下「指導課」という。）に提出しなければなりません。

監査報告書の対象は、技能実習法の規定に基づく新制度の適用を受ける上陸許可及び在留許可を受けた技能実習生が対象となります。

その監査報告書の提出先は、監査対象実習実施者の住所地を管轄（技能実習計画の認定申請を行う各地方事務所・支所と同一）する指導課に提出することとなります。

（例えば、法人の場合には、実際に技能実習を行わせる事業所の所在地ではなく、当該法人の本店の住所が住所地となります。）

なお、旧制度により、引き続き在留する技能実習生に係る監査報告書については、従前とおり、各地方入国管理局へ提出することとなりますので、新旧両制度の技能実習生が混在する場合は、新制度の適用を受ける技能実習生に係る監査報告書は指導課、旧制度の適用を受ける技能実習生に係る監査報告書は各地方入国管理局へ、それぞれ提出いただくこととなります。